LeeZhao www.leezhao.com

里兆法律资讯

LeeZhao Newsletters

中国上海市浦东南路 360 号新上海国际大厦 11 楼 B 座 11B,New Shanghai International Tower,360 Pudongnanlu,Shanghai,P.R.C. Tel (86-21) 68863585 Fax (86-21) 68862070 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未
 经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的订阅规则;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的"里兆法律资 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサ イトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希 望されない場合には、私共にご連絡ください。

क़ रह रह के का हम के का का रह रहा के का रह रहा का कि रह रहा का का रह रहा का का रह रहा का कर रह रहा का उस रह के

Issue 95-2008/03/01~2008/03/07

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题, 可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

关于印发《跨省市总分机构企业所得税分	
配及预算管理暂行办法》的通知	2

- 关于部分信息安全产品实施强制性认证的 公告.......2
- ▶ 关于印发《民事案件案由规定》的通知.... 2
- 关于外商投资企业和外国企业原有若干税 收优惠政策取消后有关事项处理的通知.... 3
- 关于开展上海市外商投资"产品出口企业"和"先进技术企业"2007年度考核的通知......4

- 2008 年江苏省联合年检操作手册......6关于在全省开展 2008 年外商投资企业联
- 大丁在至省开展 2008 年外商投资企业联 合年检的公告...... 6

二、相关新信息

- 上海率先开建口岸信用等级评估互认制度 7
- 职工工资增长立法、个人所得税改革动态.. 7
- 关于"不能按时上班,不按迟到或缺勤处理"问题的简要探讨.......8

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

「省・市を跨る本社と支社の企業所得税分配
及び予算管理暫定弁法」を配布することに関
する通知

- 「民事案件事由規定」を配布することに関する 通知....... 2

- 2008 年の外商投資企業一斉年度検査の実施に関する通知......5
- 2008 年江蘇省一斉年度検査操作手帳...... 6● 全省で2008 年外商投資企業一斉年度検査
- を実施することに関する公告.......6

二、関連する新情報

- 従業員賃上げ立法、個人所得税改革の進捗 7
- 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱い にはしない」ケースについて簡潔に検討する...... 8

一、相关新法令、新政策

关于印发《跨省市总分机构企业所得税分配 及预算管理暂行办法》的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局、中国人民银行

【发布文号】财预〔2008〕10号

【发布日期】2008-01-15

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n503132/n561687/n561823/7514659.html

<u>关于部分信息安全产品实施强制性认证的公</u> 告

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局、国家认证认可监督管理委员会

【发布文号】国家质量监督检验检疫总局、国家认证认可监督管理委员会 2008 年第 7 号公告

【发布日期】2008-01-28

【实施日期】2009-05-01

【提示】根据该公告,自2009年05月01日起,防火墙、安全路由器等8类13种产品需要获得通过强制性产品认证,否则不得出厂、销售、进口或在其他经营活动中使用。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/29801.s html

● 关于印发《民事案件案由规定》的通知

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发(2008) 11 号

【发布日期】2008-02-04

【实施日期】2008-04-01

【提 示】《民事案件案由规定》以民法理论对 民事法律关系的分类为基础,结合现 行立法及审判实践,将民事案件案由 划分下述十大部分(作为第一级案 由)。第一级案由项下细分第二级案 由,依此类推,再细分第三级案由和 第四级案由。

序号	第一级案由的名称
1	人格权纠纷
2	婚姻家庭继承纠纷
3	物权纠纷
4	债权纠纷
5	劳动争议与人事争议
6	知识产权纠纷
7	海事海商纠纷
8	与铁路运输有关的民事纠纷

一、関連する新法令、新政策

「省・市を跨る本社と支社の企業所得税分配及び予算管理暫定弁法」を配布することに関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局、中国人民銀行 【発布番号】財預〔2008〕10 号 【発布日】2008-01-15

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。 http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n503132/n5 61687/n561823/7514659.html

● 一部の情報安全製品に強制性認証を実施する ことに関する公告

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局、国家認証 認可監督管理委員会

【発布番号】国家品質監督検査検疫総局、国家認証認可監督管理委員会 2008 年第7号公生

【発布日】2008-01-28

【施行日】2009-05-01

【コメント】本公告によると、2009年5月1日より、ファイアウォール、安全ルーターなど8類13種の製品は、強制性の製品認証にパスすることが必要となる。認証をパスしていない製品は、出荷、販売、輸入してはならず、またその他の経営活動において使用してはならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/29801.s

● 「民事案件事由規定」を配布することに関する通知

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発[2008]11号

【発布日】2008-02-04

【施行日】2008-04-01

【コメント】「民事案件事由規定」は民法理論の民事 法律関係に対する分類をベースに、現行 の立法及び裁判における実践を結び付け、民事案件事由を下記の十部分(第一 級案件事由として)に分類した。第一級案 件事由は第二級案件事由に細分され、これを類推して、更に第三級案件事由と第 四級案件事由に細分される。

NO.	第一級案件事由の名称
1	人格権紛争
2	婚姻家庭相続紛争
3	物権紛争
4	債権紛争
5	労働争議と人事争議
6	知的財産権争議
7	海事海商紛争
8	鉄路運輸に関する民事紛争

9	与公司、证券、票据等有关的民事纠纷
10	适用特殊程序案件案由

【相关法令全文】请点击以下网址查看: 关于印发《民事案件案由规定》的通知

http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civilcation/200803030002.htm

民事案件案由规定

http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civilcation/200803030001.htm

• <u>关于外商投资企业和外国企业原有若干税收</u> <u>优惠政策取消后有关事项处理的通知</u>

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2008〕23号

【发布日期】2008-02-27

【提 示】根据该通知,

原税收优 惠政策	2008 年后处理措施
原外商 投的外 国者 退 教 致 致 的 致 的 数 , 数 , 数 的 数 , 数 , 数 , 数 。 数 。 数 。 数 。 数 。 数 。 数 。	■ 在 2007 年底以前完成再投资,并在工商部门完成变更或注册登记的,可以办理再投资退税。■ 在 2007 年底以前用 2007 年度预分配利润进行再投资的,不能办理再投资退税。
外业国的特使等免业 国从取利许用所征所税 企中得息权费得企得	■ 所涉及合同在 2007 年底以前签订,并经税务机关批准免税的,在合同有效期内可继续免税,但不包括延期、补充合同或扩大的条款。
外商投 资企业 定期减 免税	■ 享受定期减免税优惠的外商投资 企业在 2008 年后,企业生产经营 业务性质或经营期发生变化,导 致其不符合原《外商投资企业和 外国企业所得税法》规定条件的, 应补缴其此前(包括在优惠过渡 期内)已经享受的定期减免税税 款。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7558846.html

9	会社、証券、手形などに関する民事紛争
10	特別手続を適用する案件事由

【関連する法令全文】下記 URL をクリックしてください。 「民事案件事由規定」の配布に関する通知

http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civilcation/200803030002.htm

「民事案件事由規定」

http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civilcation/200803030001.htm

● <u>外商投資企業及び外国企業を対象とした従来</u> <u>の若干課税優遇政策廃止後の関連事項処理</u> <u>に関する通知</u>

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発[2008]23号

【発布日】2008-02-27

【コメント】本通知によると次の通りである。

	<u> </u>
従来の課税 優遇政策	2008 年以降の処理措置
従来の外	■ 2007 年末までに再投資を完成
商投資	し、かつ工商部門にて変更または
企業を対	登録登記を済ませている場合は、
象とした	再投資税還付を申請できる。
外国投	■ 2007 年末までに 2007 年度の予
資者の再	定配当利益を用いて再投資した
投資税	場合は、再投資税還付を申請で
還付制	きない。
度	
外国企	■ かかる契約が 2007 年末までに締
業が中国	結され、かつ税務機関が免税を認
より得た	可した場合は、契約の有効期限
利息、特	内において引続き免税とするが、但
許権使	し契約期限の延長や、補充契約
用料など	又は追加条項を含まない。
の所得は	
企業所	
得税を免	
除	
	■ 定期減免税の優遇を受ける外商
	投資企業は 2008 年以降、企業
	生産経営業務の性質または経営
外商投	期限に変化が発生したことにより、
資企業の	「外商投資企業及び外国企業所
定期減	得税法」の定める条件に合致しなく
免税	なった場合は、当企業が以前に
	(優遇政策の過渡期を含む)すで
	に受けた定期減免税額を追納しな
	ければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7558846.html

● 上海市土地交易市场管理办法

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2008〕14号

【发布日期】2008-02-28

【实施日期】2008-03-01

【提 示】根据该办法,土地交易市场是指由上海市政府批准设立的、汇集和发布土地交易信息、公开实施土地交易活动、办理土地交易事务的固定场所。该办法规定:

- 下列国有土地使用权交易,应当 在土地交易市场进行:
 - 国有土地使用权出让、租 每.
 - 经济开发区成片开发的土 地使用权分割转让;
 - 出让土地使用权随房屋建设工程转让;
 - 以划拨方式取得土地使用 权的房地产转让(不包括居 住房屋),但法律、法规、 行政规定明确应当收回土 地使用权的除外。
- 经济开发区下列成片开发的土 地使用权分割转让,应当以公开 交易方式进行:
 - 涉及工业、商业、旅游、娱乐和商品住宅等经营性用地。
 - 除工业用地和经营性用地 以外,同一宗地有两个以上 意向用地者的。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai13690.html

● <u>关于开展上海市外商投资"产品出口企业"</u> 和"先进技术企业"2007年度考核的通知

【发布单位】上海市外国投资工作委员会

【发布日期】2008-02-29

【提 示】根据该通知。

N THE	
项目	内容
考核 对象	■ 2007 年度当年确认的、以及 2006 年 度考核合格的所有"产品出口企业" 和"先进技术企业"。
考核流程	 ■ 2008 年 04 月 01 日至 2008 年 04 月 30 日,企业通过"两类企业确认考核管理系统"(www.zjsllkh.gov.cn)申报考核信息; ■ 2008 年 06 月底,企业通过"两类企业确认考核管理系统"查看考核结果。
考核结果	■ 考核合格企业可凭企业批准证书前往 各考核主管部门领取 2007 年度考核 合格证书。 ■ 考核不合格的及未办理换发的企业原

● 上海市土地取引市場管理弁法

【発布機関】上海市人民政府 【発布番号】滬府発[2008]14号 【発布日】2008-02-28 【施行日】2008-03-01

- 【コメント】本弁法によると、土地取引市場とは、上海市政府により設立を認可され、土地取引に関する情報を収集・発布し、土地取引活動を公開実施し、土地取引事務を扱う固定の場所をいう。本弁法によると次の通りである。
 - 下記の国有土地使用権取引は、土 地取引市場において行なわなければ ならない。
 - 国有地使用権の払下、賃貸。
 - 経済開発区が一画で開発する土地使用権の分割譲渡。
 - 払下土地使用権に付随する家屋の建設工事譲渡。
 - 割当により取得した土地使用 権の不動産譲渡(住居を含ま ない)、しかし法律、法規、行政 規定が土地使用権の回収を明 確に定めている場合を除く。
 - 経済開発区が一画で開発した土地 使用権の分割譲渡は、公開取引の 方法により行なわなければならない。
 - 工業、商業、旅行、娯楽及び 商品住宅などに係わる経営性 用地
 - 工業用地及び経営性用地以外に、一筆の土地に二者以上の用地希望者がある場合。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai13690.html

● 上海市の外商投資「製品輸出企業」と「先進技 術企業」対象の2007年度査定を実施することに 関する通知

【発布機関】上海市外国投資工作委員会【発布日】2008-02-29

【コメント】本通知によると次の通りである。

項目	内容
査定	■ 2007 年度に確認を受けた、及び 2006
対象	年度の査定に合格した全ての「製品輸
刈水	出企業」及び「先進輸出企業」。
	■ 2008年4月1日より2008年4月30
	日の間、企業は「二類企業確認査定
査定の	管理システム」(<u>www.zjsllkh.gov.cn</u>)を
重定の	通して査定情報を申告する。
NILTU	■ 2008 年 6 月末、企業は「二類企業確
	認査定管理システム」を通して、直接に
	査定結果を閲覧することができる。
	■ 査定に合格した企業は企業批准証書
査定	をもって各査定主管部門に赴き、2007
結果	年度の査定合格証書を受け取る。
	■ 査定に不合格、及び引換手続を行なっ

证书一律作废。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.saefi.org.cn/mix/saefi/txt.jsp?pub_info =8112

● <u>关于开展 2008 年外商投资企业联合年检工</u> 作的通知

【发布单位】商务部、财政部、税务总局、工商总 局、统计局、外汇局

【发布文号】商资函〔2007〕108号

【发布日期】2008-02-22

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于开展 2008 年外商投资企业联合年检工作的通知

http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=128

外商投资企业网上联合年检操作手册(企业版) http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.asp x?id=139

● 2008 年上海市外商投资企业联合年检须知

【发布单位】上海市外国投资工作委员会

【发布日期】2008-03

【提 示】该须知规定了上海市外商投资企业 联合年检的参检企业、时间、流程及 法律责任等,请参考下述表格;该须 知还对年检联合办公时间、地点以及 联合年检报送材料清单等进行了规 定。

项目	内容
参检企业	■ 2007年12月31日前在上海市登记注册的外商投资企业;■ 参检企业在上海市的经营性分支机构年检材料应随参检企业送工商部门。
其他企业	■ 2007年12月31日前在上海市登记的从事经营活动的外国(地区)企业(承包商)、外省市外商投资企业在上海市设立的经营性分支机构不参加联合年检,可直接到原领照或指定的工商部门参加年检。 ■ 国家工商行政管理总局登记且注册地为上海市的外商投资企业,由国家工商行政管理总局办理年检。
年检时间	■ 2008年03月01日至2008年06月 30日。
办 事 申	■ 联合年检申报:登录商务部网 (WWW.LHNJ.GOV.CN) 申报。

てない企業の元の証書は一律に効力を 失う。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.saefi.org.cn/mix/saefi/txt.jsp?pub_info=8112

● <u>2008 年の外商投資企業一斉年度検査の実施</u> に関する通知

【発布機関】商務部、財政部、税務総局、工商総局、 統計局、外貨局

【発布番号】商資函[2007]108号

【発布日】2008-02-22

【関連する法令全文】下記 URL をクリックしてください。 2008 年外商投資企業一斉年度検査作業の実施に 関する通知

http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=128

外商投資企業ウェブ上一斉年度検査操作手帳(企業版)

http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=139

2008 年の上海市外商投資企業一斉年度検査 通知

【発布機関】上海市外国投資工作委員会【発布日】2008-03

【コメント】本通知が定める上海市外商投資企業一 斉年度検査の参加企業、時間、手順及 び法律責任などについては、下の表をご参 照されたい。本通知はまた年度検査の一 斉取扱い期間や地点及び一斉年度検査 提出材料リストなどについても規定を行なっている。

項目	内容
参加企業	■ 2007 年 12 月 31 日までに上海市にて 登記登録した外商投資企業参加企業の上海市における経営性の分 支機構の年度検査材料は参加企業に 付随して工商部門に提出される。
その 他の 企業	■ 2007 年 12 月 31 日までに上海市にて登記された経営活動に従事する外国(地区)企業(請負業者を含む)、上海市以外の省・市にの外商投資企業が上海にて設立した経営性の分支機構は一斉年度検査には参加しないが、元の営業ライセンス発行機関又は指定の工商部門に直接赴き年度検査に参加することができる。 ■ 国家工商行政管理総局にて登記し、かつ登録地が上海市にある外商投資企業については、国家工商行政管理総局が年度検査を行なう。
年度 検査 期間	■ 2008年3月1日より2008年6月30日。
手 順 申	■ 一斉年度検査申告:商務部のウェブサイト(<u>WWW.LHNJ.GOV.CN</u>)にアクセス

■ 工商年检申报:有以下两种方式:

- 登录上海市工商行政管理信息网 (<u>WWW.SGS.GOV.CN</u>) 或国家 工 商 行 政 管 理 总 局 网 (WWW.SAIC.GOV.CN) 申报。

流程

- 审核部门网上初审通过后,将相关材 料报送年检受理部门:
- 送 年检受理部门加盖年检章,即可通过 检 联合年检。

法律 责任 逾期不申领、申报联合年检材料的企业,将面临工商部门的处罚,直至吊销营业执照。

【相关法令全文】请点击以下网址查看: 2008 年上海市外商投资企业联合年检须知

http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai13715.html

上海市外商投资企业联合年检公告

http://www.smert.gov.cn/gb/2/node45/node458/userobject1ai14806.html

● 2008 年江苏省联合年检操作手册

【发布日期】2008-03-01 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=148

<u>关于在全省开展 2008 年外商投资企业联合</u> 年检的公告

【发布单位】浙江省对外贸易经济合作厅等联合 年检相关七部门

【发布日期】2008-03-10

【相关法令全文】请点击以下网址查看: 关于在全省开展 2008 年外商投资企业联合年检的

公告 http://www.zftec.gov.cn/wzc/tzgg/T202143.shtml 2008 年浙江省外商投资企业联合年检须知

http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=141

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容 或需要相关日文翻译服务,请与我们<u>联系</u>;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果 无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我 们联系。

し、申告を行なう。

- 工商年度検査申告:下記2種類の方法 がある。
 - 営業ライセンスにもとづき、もとの営業ライセンス発行機関又は指定の工商部門にて工商年度検査報告書を受け取る。
 - 上海市工商行政管理情報ウェブサイト(<u>WWW.SGS.GOV.CN</u>)、または 国家工商行政管理総局ウェブサイト (<u>WWW.SAIC.GOV.CN</u>)にアクセス して申告する。

★査部門がウェブ上で行なう第一審査に パスしたのち、関連資料を年度検査受理 の 部門に提出する。

の 提 提 が押された時点で、年度検査をパスした ことになる。

■ 期限を過ぎても一斉年度検査材料を受法律 け取らない、申告しない企業は、工商部 門から処罰を受け、営業ライセンスを取り上げられる。

【関連する法令全文】下記 URL をクリックしてください。 2008 年上海市外商投資企業一斉年度検査通知 http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/ node2319/node12344/userobject26ai13715.html 上海市外商投資企業一斉年度検査公告

http://www.smert.gov.cn/gb/2/node45/node458/userobject1ai14806.html

● 2008年江蘇省一斉年度検査操作手帳

【発布日】2008-03-01 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。 http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.asp x?id=148

● 全省で 2008 年外商投資企業一斉年度検査を 実施することに関する公告

【発布機関】浙江省対外貿易経済合作庁など一斉年 度検査に関連する七部門

【発布日】2008-03-10

【関連する法令全文】下記 URL をクリックしてください。 全省で 2008 年外商投資企業一斉年度検査を実施 することに関する公告

http://www.zftec.gov.cn/wzc/tzgg/T202143.shtml 2008 年浙江省外商投資企業一斉年度検査通知 http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.asp x?id=141

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リ ンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく か、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

上海率先开建口岸信用等级评估互认制度

日前,上海海关、上海出入境检验检疫局、上海海事局与上海市国际货运代理行业协会签署了协作备忘录,决定合作建立国际货代企业信用等级评估互认制度,给予诚信国际货代企业更便利通关服务。具体包括:

- 上海口岸各查验单位与上海市国际货运 代理行业协会将建立评估信息共享制 度,每半年相互沟通和交换信息。
- 在各单位评估的基础上,适时公布互认的评估标准,初步明确为 ABC 三级九等。
- 凡经上海市国际货运代理行业协会评估确认的诚信货代企业,将优先纳入上海口岸各查验单位的"高资信企业"评选范围,优先享受口岸各项便利通关待遇。

在上海率先开展的企业信用等级评估互认工作,将很快在江苏、浙江口岸逐步推开,并将在上海、江苏、浙江三地口岸形成跨省市货代企业信用等级评估互认机制。

(摘自 2008 年 03 月 03 日上海对外经济贸易委员会网站)

● <u>上海が先頭をきって港信用ランク評価相互承認</u> 制度を確立する

先ごろ、上海税関、上海出入国検査検疫局、上海海事局及び上海市国際貨物運輸代理業協会は提携覚書を結び、国際貨物運輸代理企業の信用ランク評価を互いに承認する制度の確立につき合意した。これにより信用ある国際貨物運輸代理業者には、簡便な通関サービスが与えられる。具体的には次の内容を含む。

- 上海港の各検査業者と上海市国際貨物運輸 代理業協会は評価情報の共有制度を確立 し、半年毎に互いに連絡し、情報を交換する。
- 各業者による評価をベースに、適時に相互承認する評価基準を公布し、ABCの三クラス九ランクなどを初歩的に明確にする。
- 上海市国際貨物運輸代理業協会により評価・確認を受けた信用ある貨物運輸代理業者は、優先的に上海港の各検査業者の「ハイクレジット企業」の選定範囲に優先して入れられ、港にて各種の通関に便利な待遇を受けることができる。

上海から始まった企業信用ランク評価の相互承認作業は、江蘇、浙江港に徐徐に押し広げられ、将来的には上海、江蘇、浙江の三地区の港にて省・市の境のない貨物運輸代理業者への信用ランクの相互承認体制が形成される見込みである。

(2008年3月3日付けの上海対外経済貿易委員会ウェブサイトより)

■ 职工工资增长立法、个人所得税改革动态

劳动和社会保障部劳动工资研究所透露,普通职工工资正常增长机制的原则性文件已制订完成,并上报国务院。该文件的配套法规政策也在制订中,如已完成草案的《工资条例》,该条例对工资决定的方式、最低工资、工资支付、特殊情况下的工资支付、工资的宏观调控、工资法律责任等进行了规定,不久将以国务院法规的形式出台。

另外,财政部提出,**2008** 年将推进个人所得 税改革,调高工资薪金所得减除费用标准。

(摘自 2008 年 03 月 06 日中国中小企业信息网)

<u>従業員賃上げ立法、個人所得税改革の進捗</u>

労働社会保障部の労働賃金研究所が明らかにした 話では、普通従業員の正常な賃上げ体制について原 則的規定をする文書の作成は既に完了し、国務院に 提出されている。当該文書の周辺法規・政策もまた制 定中であり、例えば草案が完成している「賃金条例」が あるが、当条例は賃金決定方法、最低賃金、賃金の 支払い、特別状況下での賃金の支払、賃金のマクロ的 コントロール、賃金の法律責任などにつき規定している。 近く、国務院法規の形にて発布される予定である。

その他財政部は、2008 年は個人所得税改革を推 し進め、賃金給与所得の経費控除基準を引き上げる ことを発表している。

(2008年3月6日付けの中国中小企業情報ウェブサイトより)

<u>关于"不能按时上班,不按迟到或缺勤处理"</u> 问题的简要探讨

今年 1、2 月间,中国大部分地区发生了罕见的雪灾,对城市交通产生了较大影响,不少企业的员工也因为交通堵塞等问题而导致不能按时上班,进而产生是否可以不按迟到或缺勤处理的问题。对此,律师以上海为例,作如下简要探讨。

- 1. 首先,中国的法律法规并没有明确规定 "不能按时上班,不按迟到或缺勤处理" 的制度和政策。律师理解,法律法规通 常不会对迟到、缺勤及其惩罚措施这类 根据具体情况差别较大、且由企业自主 决定的事项作出明确规定。
- 2. 律师注意到,对于"不能按时上班,不按迟到或缺勤处理"的问题,上海的地方规范性文件曾有规定。根据《上海市人民政府关于在恶劣天气下加强对轮渡、隧道、南浦大桥管理确保乘客过江安全的通告》(1991 年 12 月 13 日颁布施行;现行有效;以下简称"《通告》")的规定,"在迷雾、强风等恶劣天气下,职工确因轮渡停航或大桥禁止通行,不能按时上班的,不作为缺勤或迟到处理。"

根据该《通告》:

- 1) 适用"不能按时上班的,不作为缺勤 或迟到处理"的前提是:"在迷雾、 强风等恶劣天气下,轮渡停航或大桥 禁止通行":
- 2) 适用"不能按时上班的,不作为缺勤 或迟到处理"的情形中,并不包括一 般的交通堵塞;
- 3) 需要指出的是,"在迷雾、强风等恶劣天气下,轮渡停航或大桥禁止通行"和"一般的交通堵塞"的区别主要表现在:
 - "在迷雾、强风等恶劣天气下, 轮渡停航或大桥禁止通行",通 常会对公众(不特定的大多数对 象)造成影响,而且对于该影响 难以通过其他方式予以消除或 者缓解。——"在迷雾、强风等 恶劣天气下,轮渡停航或大桥禁 止通行",通常是比较特殊和不 多见的现象;
 - 而"一般的交通堵塞",通常仅会对特定的个别对象造成影响,而且,对于该影响可能通过其他方式(例如,提早出行、改道通行等)予以消除或者缓解。——"一般的交通堵塞",通常是比较普遍和常见的现象。

● 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱いに はしない」ケースについて簡潔に検討する

今年の1月から2月にかけて、中国では多くの地域にかけて稀にみる豪雪災害が発生し、都市の交通には甚大な影響をもたらし、企業の従業員も多くが交通渋滞などの影響により定刻通りの出勤ができなくなり、そのため遅刻又は欠勤扱いにしなくてもよいかどうかという質問が湧き上がってきた。これについて、筆者は上海のケースを例に取り、次のように検討してみる。

- 1. まず、中国の法令では「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱いにしない」ケースの制度と政策を明確には定めていない。法令は通常、遅刻、欠勤およびその制裁措置といった、実際の状況により違いが大きく、しかも企業が自由に決定できる事項について明確な規定を設けることはないと筆者は考える。
- 2. 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱いにしない」ケースについて、上海の地方の法規制文書ではかつて規定が設けられていた。「劣悪な天候下で連絡船、トンネル、南浦大橋の管理を強化し乗客の黄浦江渡航の安全性を確保することについての上海市人民政府による通告」(1991年12月12日公布施行。現在も有効。以下「通告」という)の規定によると、「濃霧、強風などの劣悪な天候下で、従業員が連絡船の欠航や大橋の通行禁止などの理由でどうしても定刻に出勤できない場合、欠勤又は遅刻扱いにはしない。」とされている。

同「通告」によれば次の通りである。

- 1) 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤 扱いにしない」ケースとして適用できるのは、 「濃霧、強風などの劣悪な天候下で、連絡 船の欠航や大橋の通行禁止」という場合で ある。
- 2) 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤 扱いにしない」ケースに適用できる状況に は、一般的な交通渋滞は含まれない。
- 3) 言明すべきこととして、「濃霧、強風などの 劣悪な天候下で、連絡船の欠航や大橋の 通行禁止」と「一般的な交通渋滞」の違い は主に次の通りである。
 - > 「濃霧、強風などの劣悪な天候下で、連絡船の欠航又は大橋の通行禁止」は、通常、一般大衆(不特定多数の対象)に影響をもたらし、しかもこの影響はその他の方法を通じて消去したり、又は緩和させることが難しい。
 ——「濃霧、強風などの劣悪な天候下で、連絡船の欠航又は大橋の通行禁止」は、通常、かなり特殊で稀な減少である。
 - ▶ 一方、「一般的な交通渋滞」は、通常、特定の個別の対象にだけ影響をもたらし、しかもこの影響はその他の方法(例えば、繰上げて出発する、ルートを変更する等)により消去したり、又は緩和させることができる可能性がある。──「一般的な交通渋滞」は、通常、かなり普遍的でよくある現象であ

- 3. 此外,根据《中华人民共和国突发事件 应对法》、《国家突发公共事件总体应急 预案》以及《上海市突发公共事件总体 应急预案》等规定,上海市人民政府有 权根据"突发公共事件"(包括自然灾害、 事故灾难、公共卫生事件、社会安全事 件等)的性质、严重程度、可控性和影 响范围等因素,采取相应的紧急措施。 例如:
 - 1) 因"韦帕"台风侵袭,上海市人民政府于 2007 年 09 月 18 日发布了《关于切实做好抵御"韦帕"台风有关工作的紧急通知》。根据该通知,"生产企业等单位对因受台风影响不能按时上班的职工不作迟到处理"。
 - 2) 因浓雾影响,上海市人民政府于 2008年01月08日发布了《关于切 实做好应对1月8日浓雾有关工作 的紧急通知》。根据该通知,"企事 业等单位对因受大雾影响不能按时 上班的职工不做迟到处理。"
 - 3) 但是,据律师了解,在此次上海遭受雪灾的灾害性天气过程中,上海市人民政府并没有发布有关"不能按时上班,不按迟到或缺勤处理"的通知。
- 4. 需要指出的是,无论是《通告》、还是 上述实例中上海市人民政府颁布的紧急 通知等,其在法律效力上,都属于地方 规范性文件。该等规范性文件,在上海 市的行政区域内,具有约束力。
- 5. 综上,律师认为:
 - 1) "不能按时上班,不按迟到或缺勤 处理",通常是发生突发公共事件 (特别是恶劣天气等自然灾害)情 况下的临时措施;
 - 2) "不能按时上班,不按迟到或缺勤 处理"的适用,通常由政府部门, 通过发布通知等规范性文件的方 式,予以明确规定;
 - 3) 通常,除非符合上述两项条件,否则"一般的交通堵塞"不适用"不能按时上班,不按迟到或缺勤处理"的政策:
 - 4) 对于企业而言,可以以政府部门公布的文件通知等规范性文件,作为判断是否需要适用"不能按时上班,不按迟到或缺勤处理"政策的直接依据。当然,对于"一般的交通堵塞",企业也可以基于企业自行的判断,根据实际情况酌情处理。

(里兆律师事务所 2008 年 03 月 07 日整理制作)

- 3. このほか、「中華人民共和国突発事件対処法」、「国家突発的公衆衛生事件全体緊急予備案」および「上海市突発的公衆衛生事件全体緊急予備案」等の規定によると、上海市人民政府には「突発的公衆衛生事件」(自然災害、事故災難、公共衛生事由、社会安全事由を含む)の性質、深刻さの度合、制御可能性、影響範囲といった要素に基づき、相応の緊急措置を講じるとしている。例えば次のようなものがある。
 - 1) 台風ウィーパの来襲により、上海市人民政府は2007年9月8日に「台風ウィーパの襲来をしっかりと防ぐための緊急通知」を公布した。同通知によると、「生産企業等の主体は台風の影響を受けたために定刻に出勤できない従業員を遅刻扱いしない」とされている。
 - 2) 濃霧の影響のため、上海市人民政府は 2008年1月8日に「1月8日の濃霧に対 処するための作業をしっかりと行うことについ ての緊急通知」を公布した。同通知による と、「企事業等の主体は濃霧の影響を受け て定刻に出勤できない従業員を遅刻扱い しない」とされている。
 - 3) 但し、筆者の理解では、この度上海が被った豪雪災害の災害性天候の過程で、政府は「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱いにしない」事に関する通知は公布していない。
- 4. 言明すべきこととして、「通告」も、上述の実例の中で上海市人民政府が公布した緊急通知も、いずれも地方規制性文書であり、これらの規制性文書は、上海市の行政区域内で拘束力をもつものである。
- 5. 以上を踏まえ、筆者は次のように考える。
 - 1) 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤 扱いにはしない」ケースは、通常、突発的公 衆衛生事件(とりわけ劣悪な天候などの自 然災害)が発生した状況下での一時的な 措置である。
 - 2) 「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤 扱いにはしない」ケースの適用は、通常、政 府部門が通知等の規範性文書を公布す ることで明確に規定する。
 - 3) 通常、上述の二つの条件に適合しない限り、「一般的な交通渋滞」には、「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱いにはしない」政策は適用しない。
 - 4) 企業にとっては、政府部門が公布する文書 通知等の規範性文書を、「定刻に出勤できなくても、遅刻又は欠勤扱いにはしない」 政策を適用する必要があるかどうかを判断 する直接の根拠とすることができる。勿論、 「一般的な交通渋滞」については、企業は 企業自身の判断により、実際の状況に基 づき事情を考慮して処理することができる。

(里兆法律事務所が2008年3月7日付で作成)